14 11 1

付シ知事ニ申請スペシ	ハ第一號様式ニ依ル願書ニ規則第二條ニ	第 一 條 牛馬商取締規則(以下單二組	牛馬商取締規則施	Ė	昭和九年四月十七日	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	牛馬商取締規則施行細則左ノ通定ム	◆鳥取縣令第十五號	縣	鳥取縣公報	
	條ニ抵觸セザル	規則ト稱ス)第	行細則	鳥取縣知事						四 第 和 九 五	
	抵觸セザル旨ノ住所地市町	一條ニ依リ牛馬		中						十 三 七	b .
	:町村長ノ證明書及履歷書ヲ	商ノ免許ヲ受ケン		谷						日 號 火 火	
	歴書ヲ 添	トスル者		秀					BLOOM A CAMPAGE OF THE STATE OF	Ħ	,

息取縣公報 **火**海 金週 曜日發行 (株日二當ル)) 昭和九年四月十七日 (第三種 郵便物認可)

付シ知事ニ申請スペシ

百

79

月

+

-1-

В

(第

Ξ

種

郵

便

認

1 出 願 7 リ タ 知 事 之 仦 試驗 行 Ł 其 合 格 シ タ w 者 = 限 リ 别 記雛形 ノ免許鑑

第 交付 前 ス 條 = 依 リ発許 鑑札 ラ交付 シ タ N 叉 第 29 條 = 依 ソ 之ヲ返納 シ ø jν ۲ 丰 免許番

第 Ξ 住所及氏名ヲ告示 周旋手敷料ヲ定メ 知事 認可 ヲ受ク ~3 シ 之ヲ 變更セ ン ŀ ス 亦

同

馬商

定

行

爲

ヲ

ス

_

ŀ

ヲ

得

ズ

- 、第 免許鑑札 7 他人 = 讓 シ 叉 貨與 シ 若 ハ 自 L 名義ヲ 以 テ 他 人 = 其業務 ヲ 代 理 ヲ
- \equiv 依賴ヲ受ケ 如何 ズシ ズ定額 周 旋手數 料 以外 = 金錢、 交換又 物品ヲ 請 周旋 求 シ 叉 ハ 收受 ス

叉

٠,

馬

賣買,

ハ

=

翮

與

スル

w

 \exists

チ

- 74 獸醫師 二紛 シ 行為ヲナス
- 其 不正 行為 ヲ ス 7

第

條 毀損 若ハ亡失シ 叉 記 載事 項 二異動ヲ生 ジ ø jν ۲ キ 第 一號樣式 = 依 Ξ

日以內 書換 叉 再交付ヲ 顧出 ッ゛

第 死亡又ハ ナク之二記載シ 依ル帳簿ハ使用濟 叉 失踪 牛馬商ハ手控帳ヲ ぶノ場合 歸宅後三日以內 収 消 Fi 籍 ۲ V 携帯シ 法二 跳満 三ケ 2 依 第四號樣式 住所地以外二 w ŧ 年間 義務者 第三號樣式二 之ヲ保存 3 = リ二十日以内ニ かラ賣買、 y 規則 依 ス y 第 七日 六條二依 交換又ハ 前項ノ 以 內 = 手續ヲ爲 **绝**許 IV 周旋ヲ爲シ 帳簿二 鑑札 記 ス ヲ 返 人 タ ベ ス n シ 糾 ~~ ス キ ~3

遺漏

第 當該官吏必要ア ソ 認 24 丰 **免許鑑札** 义 規則第 條 帳簿ヲ 檢 耷 ス w 7 ŀ ヲ

馬商 前項ノ 檢査ヲ求 ラ v jν 丰 之ヲ 7 ヲ 得

第 馬商 毎年 E 賣買, 交換又 周旋 ヲ シ タ 4: ДŚ ヲ 第 Ŧi. 號樣式 =. 依 y 月

條

日迄

ス

~3

第 處ス 第三條 第 DU 條 第六條 = 一違反シ タ w 者又 ハ 第 七 條第二項ノ 検査す 拒 3 タ w 者 科

第 條 本 則 願 Mi 所 轄 市 町 村 役場及其 市畜產組 台ヲ 經 由

7756

第

大正三年

Ħ.

月

鳥取

縣令第十六號牛馬

商

取

締規

則

施

行

細

則

及

大正三年五

月

鳥取

縣

ス

~

-Ŀ

簛

Ξ

種

垂

動

取

縣

公

報

Ħ.

百

ල

シ

第 別記 但シ本則改正前交付セル免許鑑礼ハ昭和九年七月三十一日迄其 日迄ニ曩ニ交付セン免許鑑札及履歴書ヲ添付シ第二號樣式ニ準シ 十六號牛馬商取締規則施行細則取扱手續ハ之ヲ 本則施行前免許鑑札ヲ受ケタ 潔 뀨 政 Ì 併 昭和 N 者二 縮 芈 免 斑 \mathbb{H} 五糎 テ引續キ ĬŁ. 生伞月日 牛馬 ₩ 族補 田 商 生所 ノ效力ヲ失 **免許鑑札** ラ 毙 摇 ス ザ 引 jν 换 ヲ 昭 Æ 朱 願出 和九年六月三十 ズ ス ベ

第 本 號 籍 樣式 査ヲ担ミタル者ハ科料ニ處ス 地 三違反シ及ハ第七條第二項ノ檢 4 第九條 本則第三條第四條第六條 馬 四 騏闍師一紛ハシキ行為ラナ 来シ及ハ牧受スルコト 旅手数料以外二金銭物品ラ謂 商 三 名義ノ如何これラズ定額周 縣府 旗二隅剣スルコト ノ牛又に馬ノ賈耳交換又、周 趸 依頼ヲ受ケズシテ鑑ニ他人 許 郡市 他人ニ其ノ業務ラ代理セシュ 貸興ッ若へ自己ノ名義ヲ以テ 免許鑑礼り他人ニ譲渡父パ 願 コトラ得べ 第四條 中馬商い左ノ行為ヲ為ス 村町大字 牛馬商取締規則施行細則拔萃 六百圓以下ノ間金三處ス 號乃至第三號ノーニ該曾スル者 商り替ミタル者者が第八條第一 一致ケンハ 免許ラ 受ケブシテ作馬 第十條、評償ノ所属ヲ以テ免許ヲ 番地 (用紙美濃罫紙) K S y 第四條 牛馬商い発許鑑礼ヲ携帯 牛馬商取締規則拔茶

息

取縣

公

第 五

百

4

 \equiv :

號

駋

和

九

年

四 月

--

七

8

(第三種郵便

4.9

認可

X

現

住

(寄留地)

縣府

郡市

村町 大 字

番地

氏

生

年

月

日 名

納 氏 致 大 校 村町 願 大 大 方 字	t	種郵便物認可)	(第三話	月十七日	九年四	昭和	十三號	第五百	公報	取縣	息
日本 2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日											
中 馬 商 受 計 鑑 札 再 渡 (書換) 願 年 月 日 右 氏 本 籍 地 年 月 日 日 右 氏 本 籍 地 年 月 日 日 右 氏 一 野和 年 月 日 日 右 氏 一 野和 年 月 日 日 右 氏 一 野和 年 月 日 日 右 氏 本 籍 地 中 馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 任 所 (寄留地) 解 都市 市 大字 番地 人 一 大字 番地 人 名 (1) 本 一 大字 一 本 一 一 大字 一 本 一 一 本 一 大字 一 本 一 大字 一 本 一 大字 一 本 一 一 大字 一 本 一 一 大字 一 本 一 一 本 一 一 一 本 一 一 一 本 一 一 一 本 一						*		•		第三號	
中 馬 南 発 計 鑑 札 再 渡 (書換) 願	*									鳥 取 縣	18-1
昭和 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			氏	右				•			
中 馬 南 発 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中 馬 南 発 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中 馬 南 発 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中 馬 南 発 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中 馬 南 発 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 免許證番號 中 馬 南 発 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 免許證番號 財 大字 番 地 村大字 番 地 田 大字 番 地 村大字 番 地 村大字 番 地 村大字 番 地 田 大字 番 地 村大字 番 地 村大字 番 地 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					日		月	年	和	昭	
日月何日何々ニ依り免許鑑礼毀損(亡失又へ何々)致候ニ付免許證再渡(書換) 昭和 年 月 日 右 氏 昭和 年 月 日 右 氏 空歌 様式 中 馬 商 免 許 鑑 札 再 渡(書換)願 中 馬 商 免 許 鑑 札 再 渡(書換)願 至許證番號 第 中 馬 商 免 許 鑑 札 再 渡(書換)願 長 年 月 日 名 ((書換)願 (本 年 月 日) 日 (本 年 日) 日 (本									願候也	段及御	此
世 - 4 世 宣 3 が 6 日 1 日	(書換) 下付相成度	- 付免許證再渡 (父ハ何々	限 (亡失	札毀出	免許經	ニ依リ	H	刊月何	右
発	闽		•	手數料	交換周旋	一賣買去	ル牛馬	受ケタ	認可ヲ	旣	四
平馬商營業致度候 = 付御免許相成度此段及御願候也 昭和 年 月 日 右 氏 平馬商營業致度候 = 付御免許相成度此段及御願候也 縣				號			第		證番號	免許	Ξ
現 住 所 (寄留地) 縣 郡市 郡市 斯市											
型 住 所 (寄留地) 麻 郡 和大字 番地 名 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	名		氏								
中馬商營業致度候=付御免許相成度此段及御願候也 中馬商營業致度候=付御免許相成度此段及御願候也 本 籍 地 年 月 日 右 氏 中馬商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 本 籍 地 「			村町 去	郡市		縣府	地				=
华馬商營業致度候三付御免許相成度此段及御願候也 年馬商營業致度候三付御免許相成度此段及御願候也 本 籍 地 麻 市 市 町大字 番地 本 籍 地 再 渡 (書換) 願 村大字 番地										18	
中馬商營業致度候 = 付御免許相成度此段及御願候也 昭和 年 月 日 右 氏 一時		•									
中馬商營業致度候三付御免許相成度此段及御願候也 中馬商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 本 籍 地 府 市 町大字 番地		•									
中馬商營業致度候 = 付御免許相成度此段及御願候也 昭和 年 月 日 右 氏 平馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 本 籍 地 縣 市 町大字 番地											
本籍地 麻 所 市 町大字 番地 年 馬 商 党 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中 馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 中 馬 商 免 許 鑑 札 再 渡 (書換) 願 名 名		· Control of the cont]	
中馬商營業致度候 = 付御免許相成度此段及御願候也 「昭和 年 月 日 右 氏 名 一			村町大	郡市		縣府					
完工號 樣式 名				渡	札	許					
(取験 知事 宛(取験 知事 宛(取験 知事 宛(日) 日(日) 日<										第二號	A-A-A
昭和 年 月 日 名										局 取 縣	•
昭和年月日日本年時電影交換展展工行御免許相成度此段及御願候也生典電影交換展放手襲米			氏	右							
以牛馬商營業致度候 = 付御免許相成度此段及御願候也 · 牛馬賣買烫拼馬が手婁米 · 金					日		月	年	和	昭	,
牛馬賣買麥挖居が手襲米			殿候也	段及御節	相成度此	一 免許力	一付御	致度候	商營業	松牛馬	今
				ŝ		4	手數米	換居品	賣買亥	牛馬	Ξ

八

島取	賈	n q		產			種	牛馬	番	
縣公報	渡	入.		地			別	別	號	A STATE OF THE STA
第五百十三號	年	年		Ŗ	я́.				第	
昭和九年四	Л	月		_	那					
月一七日	I	Н		(牧 場)					號	
(第三種郵便物	賣渡先	買 入 先	周旋手数料	交換 差金	賣渡代價	買入代價	毛色	牟 齡	性	
物觀可)	果系	縣	Salarania (Salarania (金				年	- Lines Manage	
	市郡	市郡		追金				л		- I programme and the second
九	村町	村町		金			- Linear	В		
	氏	氏		金			-	歳		
	名	名		受領			and the state of t			

此 右 第四號 鳥取縣 段何 現 本 昭和 住 何 樣式 知事 所 地 (寄留地) 宛 也 H 廢 月 業 縣府 縣府 死亡 H 業 叉 台 右 郡市 郡市 和 何 氏 續 氏 村町 大 字 村町 大字 致 候 = 番地 番地 免許 鑑 名 札 相 日 名 添

(第三種郵便

認可)

交 種 周 第五號 摘 要 旋 換 别 樣式 牛馬別 牛 年 年 周旋ニ係ル牛馬ハ賣渡シ買入又ハ交換ノモ 年月日自巳所有第 牝牡 馬 别 商 月 月 取 頭 引 狀 日 日 況 號牛(馬)ト交換ス 數 報 交 周 旋 换 告 先 先 價 1 ナル 縣 縣 ャ 格 ヲ本欄ニ 市郡 市郡 手周 明記 村町 村町 ス 氏 氏 數 N ヲ要ス 料旋 名 名

鳥取縣公報	交 換 ノ 部	a		是	₹ 1 7	
靠五百十三號			Д	پُ	4	•
- Company			牡	牝	牡	华
81和九年四月十七日						
				•		

, 636dH

			• •
鳥取縣公報	番	現 本 (寄住 籍 地所 地	鳥 取 縣 昭 報 和 先
第五百十三號 昭和九年	第 號 下 免 許 付 証	縣財市村町大字	年 候 年 候 地 馬 月 商 名
四月十七日 (第三種	年 月 日 身 分	番地 地 氏名	海 縣 市郡 紙
三種郵便物觀可)	月生		用紙美濃 氏 料町 大字
1 11	日 年 · 年 月		名 ^①

				Comment of Statemen			UO (=
	備考	合計	計		周旋ノ部		計	THE REPORT OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF T
		4						
Andrew a service control and a service contr								and a second representation of the second rep
						on the class and companies in August . He propulses		

	·							
A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR		-			**************************************			

業

廢

华

月

H

停營

止 業

华

月

日

止 業

年

月

日

禁 燃

備

鳥

取縣公報

Ħ.

百

3.55E 第第 第 第 第 第 第 第 牛馬商免許試驗規程左ノ通定 ◆鳥取縣告示第二百五號 Ħ. 考 ス Ξ 試驗委員ハ知事之ヲ命ズ 昭和九年四月十七日 條 jν 條 條 べ シ 試験ハ毎年二月之ヲ行ヒ期日及場所ハ豫メ告示ス但シ 試験委員へ試験委員長 試驗主事ハ試驗委員ノ職務ニ從事ス 試験委員長ハ試験主事及試験委員ヲ監督シ試験 試験委員長ハ内務部長ヲ試験主事 牛馬商免許試験ハ本規程ニ依リ之ヲ行 試驗施行ノ爲左ノ職員ヲ置ク 試驗主事 4 告 試驗委員長 ハ筆答及口述ト 商 觅 許 試 若干名 ノ指揮ヲ受ケ試験ニ 壹 壹 示 名 名 鳥取縣知事 N 農務課長ヲ以テ之ニ充ッ ノ外試驗委員長事故ア 鍋 ス 4 w = 事務ニ從事 關 ス 必要アル場合 w 谷 切 jv 事務ヲ掌理 臨時之ヲ 其ノ 職 ス 務ヲ 秀 行 代理 フ

鳥

取縣

公

第

Ħî.

百

4.

33

唱

和

カ

年

29

月

4.

七 8

第

Ξ

種

者ヲ

合格ト

答案ノ

採點方法

問題

満點ヲ

點

ŀ

シ筆記及口述各試験

ノ平均六十點以上ヲ得

第五

布 長 大 第 第 ◆鳥取縣告示第二百六號 第十二條 左記ノ通農事實行組合設立 + 昭和九年四月十七日 條 條 袋 田 谷 試驗ヲ無效ト 試驗委員長ハ試驗終了後其ノ成績ヲ調査シ速ニ知事ニ報告ス 本規程ハ牛馬商取締規則施行細則施行 同 同 農事實行組合 受験人ニシ テ試驗委員ノ指示ニ從ハズ若ハ不正ノ行爲ヲナシ 届出アリ 米子市長田六百四十一番地 岩美郡大岩村大字大谷七百八十二番地 八頭郡河原町大字布袋三百二十二番地 事 鳥取縣知事 所 所 日 在 3 +リ之ヲ施行ス 地 谷 ~5 Z ル者ハ退場ヲ命ジ又ハ 同 同 昭和九年三月二十三日 設 立 三月二十八 三月二十五 年 秀 月 H

四月一日	同	同 國中村大字土師百卉百六十番地	土師 育井
三月二十五日	同	同 八頭郡船岡村大字船岡六百十三番ノ一地	船岡村第一區同
三月二十九日	间	同 岩美郡字倍野村大字高岡六百五十五番地	高
三月三十一日	同	同四伯郡幡鄉村大字大殿四百九十七番地	殿河內
三月二十四日	同	氮高郡瑞穗村大字下坂本四百六十七番地	下坂本八軒條
三月二十六日	同	同 八頭郡散岐村大字小倉四百七番地	小倉
	间	同 河内六百九十五番地ノー	河內 第一
	同	同 氣高郡小鷲河村大字鹫峰九十二番屋數	古佛谷
	同	日野郡日野上村大字霞八百六十七番地	霞
		THE PARTY OF THE P	

鳥取縣

Эî. 百

三號

(第三種郵便

t

取

縣公報

第

Ħ.

Ē

禰 便 認 可

八八

石田 引 川 長 久 高 國 小鹿谷第 百井 让 見 柄 111 信 地 上 同 同 同 同 同 同 同 司 同 同 同 氣高郡吉岡村大字長柄百八番地 同 同 同 同 同 東伯郡東鄉村大字川上七百九十八番地 國英村 大字片 國中村大字石田百井百六十五番地 高辻二百五十七番地 國信四十番地 引地三百三十六番地 小鹿谷二百四番二地 **人見六十九番地** Ш 百三十七番 買 同 间 [1] 同 同 同 同 同 四月 四月 四 三月二十五日 四月 四 四 月 月 月 七 七 Ŧī. 日 日 \mathbb{H} H 日 日

e e e e 00094 西伯 ◆鳥取縣告示第二百七號 ◆鳥取縣告示第二百 テ應答未了ノモ 函館市役所ハ三月二十一日火災ニ罹リ書類焼失ニ付同日以前 組 = 都上長田村ニ消防組ヲ設置シ 設置區域 組 和九年 和九年四月十七日 員 數 頭 稱 ハ更ニ其ノ手續ヲ爲スバキ冒北海道廳ヨ 八號 西伯郡上長田村 部 上長田村消防組 其ノ名稱及區域並組織ヲ左 名 鳥取縣知事 鳥取縣知事 小 リ通知アリ 中 H ノ通定 [ii] 市役 頭 肵 谷 谷 A = 對 シ 消 寫 シ タ 防 照復事件ニ 秀 秀 手 **シ**

鳥

取縣

公

第五

百

+ =1

號

和

九 年

DU.

月 4.

七

В

(第三種

郵便

杨

歌

[::]

九

第五百十三號

昭和九年四月十

-U **B**

(第三種郵便物認可)

									10000	
五.		第	第	第	部	四				
建物		=			名/種	機械				
	- 1	部	部	部	類	機械器具ノ種類員數				
種類棟數及其,位置					唧	種類				and the contract of the contra
其					筒	製製	第	第	第	
位		=	=		吸 管					
追										
		=	四	_	水管		部	部	部	A STATE OF THE STA
			7.000		管		41.1 81.2/1.2/2			
					鎗					
		 无.	Ξ		螺旋廻			Average and the second		
					鳶			The control of the co		
					口					
Violentiamente de la composition della compositi	THE PERSON NAMED IN COLUMN				提高 灯張		*	-		
					提弓					The second secon
	and the second second second	Ŧî.	£ i.	Ħ.	灯張					
	A STANKE (77) - TELEMENTON THE CHESCHEST CO.		1		注油器		=		_	
1	- Carry Salabo - Carry				部		111	0	0	The County of Manager
	arichu sopra abandan		_		旗					

第	第	第	部	六	第	第	Ħ	部
Ξ	=		名/種	被服	Ξ			
部	部	部	類	被服其ノ他	溶	部	部	名
			法	他給與品ノ種類	同	同	機械器	種
 _			被	種類員數			具置場	類
四				Control of the Contro				棟
			股					數
			引		西伯郡上長田村大字下中谷千九百四番地	西伯郡上長田村大字上中谷千三百五番ノー	西伯郡上長田村大字下中谷七百八十三番地	位
<u>P9</u>			如	CENTRAL CHARGES WITH CONTRACT STATES CONTRACT CO	一大字下中谷壬	村大字上中谷毛	村大字下中谷上	1791 [EL
			ήı	A veneza a pare appropria accompany i programmy del vivida a	-九百四番地	一三百五番ノ一地	百八十三番地	160.

鳥取縣公報

第五百十三號

取縣公

報

第五

百

十三

號

昭和

九 年

24

月

4. 七

第

三種

锤

便

認

第三

穳

郵便

物

認可

鳥取縣公報

◆鳥取縣告示第二百九號

北海道廳函館警察署へ昭和九年三月二十二日火災ニ罹リ 書類燒失ニ付 同日以前該警察署ニ對シ照會

シタル事件シテ應答未濟ノモ 更ニ其ノ手續ヲ爲ス ベ キ旨同廳ョ /通知アリ

鳥取縣知事

中

谷

秀

昭和九年四月十七日

◆鳥取縣告示第二百十號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ 左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和九年四月十七日

指 定 所

ノ距離

建築線 建築線間ノ距雖

左記圖面ノ通

米子市中町拾四番地

四七•二七三米

二•七二七米

谷

中

鳥取縣知事

秀

第 第 第 第 路 役所土木課ニ置キ縦覽ニ供ス 市街地建築物法第七條但書二 ◆鳥取縣告示第二百十一號 Щ \equiv __ 線 指定建築線ノ 昭和九年四月十七日 號 號 號 番 線 線 號 線 線 關係土 可 所 同 同 米子市西大谷 地ノ 在 地目地番 依 地 左ノ通建築線ヲ指定シ其ノ建築線ヲ表シ 六九八ノ 六四 鳥取縣知事 六四八ノニ 六四三ノ 起 番 中 宅 地 цц 田 \mathbf{H} 田 地 目 谷 地 六四三ノ 六五四 六五一 六五〇ノ三 タ w 圖面ハ鳥取縣米子市 秀 地 宅 点 田 田 田 П 抽

島根縣松江市雞賀町字稻荷廻一、三一六番地墓地

				i manu
第八號線	第七號線同	第六號線同	第五號線同	
六四〇ノ一	六四一ノー	六四二ノ一・	六四六ノニ	
Ħ	Ш	Æ	Ш	
六三九ノ一	六四一ノ一	六一七ノ九	六一七ノ一六	
Ш	H	宅地	宅地	

◆鳥取縣告示第百十二號

島根縣松江市寺町

墓地管理者

島

雄

故者ハ本月三十日迄ニ右管理者宛申出ヅベ 右者管理 ベキ旨照會 = アリ 左記墓地へ 今回公園施設 ノ爲一部改葬整理ス ク若右期日迄ニ申出 jν 事 丰 ŀ 爲リ Æ タ 管理者ニ於テ 二付同墓地 ノ葬主、 便宜改葬 ス

昭和九年四月十七日

鳥取縣知

秀

右墓地ノ葬主、 福島縣信夫郡杉妻村大字郷野目字木戸内十番地ノ二共同墓地ハ 申出 ッ、ベ ク若右期日迄ニ 縁敌者ハ本月二十日迄ニ信夫郡杉妻村大字郷野目字仲 管理者二於テ便宜改葬 今回移轉改葬 スベ 一四番地墓地 旨照會ア スル 事 管理 寫 リ 者尾形惣助 9 二付

◆鳥取縣告示第二百十三號

同

縣八東郡乃木村大字松江字稻荷上五〇六番地墓地

縣八東郡乃木村大字松江分字稻荷上三〇八番地墓地

[ii]

昭和 九年四月十七日

鳥取縣知事

中

谷

秀

縣告示 第二百十四號

米木 福岡縣大牟 上同敷地內二 古浪花町 納骨堂設置スル事ト為リタ 一〇〇墓地管理者原田仁太郎宛 (元三池郡三川町大字三里早米木磯二、 ルニ付右募地ノ葬主、 ٠.٠° 若右期 〇五〇番地) 緑故者ハ本月 十五. 共同墓地 日迄ニ大牟田 右管理 今回廢止 者 市早 三於

申出 ッ゛

Ù

日迄ニ申出

æ

MT

目

Эî.

九 24

種

ΙŻ

公報

Ħ

3-1 號

昭 和

九 年

昭和九年四月十七日

鳥取縣知事

中

谷

秀

市場法第七條ノ賣買交換停止期間及區域左ノ通指定ス酉伯郡畜産組合ニ對シ酉伯郡所子村大字上野原ニ於テ臨時牛馬市場開設ノ件許可シ≪鳥取縣告示第二百十五號 Þ w ニ依リ家畜

昭和九年四月十七日

鳥取縣知事

+

谷

市場

賣買停止區域

開催 H

 \equiv

期

間

昭和九年四月二十五日

西伯郡所子村、庄內村、 大山村及高麗村

市場開催日及其ノ前後各一日間

刷 肵

者 所以 鳥 取 刑 務 支 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 島 取 市 東 町

發

昭和九年四月十七日發行昭和九年四月十七日印刷

所

秀

東町

